



ソラーレ通信 >>>

>>> 2021.4

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <http://www.solare-sr.com>

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F

Tel > 03-6712-8889 Fax > 03-6712-8885 Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 助成金 > 雇用調整助成金の特例措置のゆくえ
2. 助成金 > キャリアアップ助成金の変更について
3. 提供 > 経営に役立つビジネスレポート
4. コラム > ソラーレスタッフより
5. 企業様紹介 > エアプラス株式会社様

1. 助成金

雇用調整助成金の特例措置のゆくえ

厚生労働省は休業や離職を余儀なくされた方、シフト制の勤務形態で働く方、生活に困窮する方などを支援するために策定した新たな「雇用・訓練パッケージ」を公表し、雇用調整助成金の今後の方向性を示しました。本稿では3月22日現在での雇用調整助成金に関する情報と「雇用・訓練パッケージ」に示された今後の方向性をご紹介します。

1. 現在の特例の内容について

1月に発出された緊急事態宣言を受けて、現在では次の通り特例の内容が変更となっております。

■大企業への助成率の変更

・対象となる事業主と休業等について

対象となる事業主	対象となる休業
緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮などに協力する飲食店などの大企業	要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 ：令和3年1月8日 ～令和3年4月30日
生産指標(売上など)が前年又は前々年同期と比べ最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業	1月8日から4月末までの休業等 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 ：令和3年1月14日 ～令和3年3月31日

・対象事業主への助成率について

条件	現行	変更後
解雇等を行わない場合	3/4	10/10
解雇等を行っている場合	2/3	4/5

■雇用維持条件の緩和

前述の特例の対象となる大企業に加え、中小企業のすべての事業所を対象として、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、下表の通り確認されることになっています。

現行	変更後
令和2年1月24日以降の解雇などの有無により確認	令和3年1月8日以降の解雇などの有無により確認
判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上	適用外

2. 今後の方向性について

「雇用・訓練パッケージ」では、雇用調整助成金は、4月末まで現行の措置を継続することとしています。

そして、5月～6月にかけては、雇用情勢が大きく悪化しない限り、以下のとおり原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域(※1)・特に業況が厳しい企業(※2)について特例を設けるとしています。

※1：まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所

※2：生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所

【5月～6月の原則的な措置の縮減】

措置	現行	縮減後
1人1日あたりの助成額の上限	15,000円	13,500円
事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率	10/10	9/10

【感染が拡大している地域

特に業況が厳しい企業の特例】

措置	特例
1人1日あたりの助成額の上限	15,000円
事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の助成率	10/10

また、7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、前述の【原則的な措置】および【特例措置】がそれぞれさらに縮減されることとなります。

3. さいごに

雇用調整助成金の特例措置は、緊急事態宣言を受けて拡大されていますが、同時にそれが時限的なものであることが明示されています。また、この「雇用・訓練パッケージ」では、感染症対策業務等による雇用創出、職業訓練の支援や多様化・柔軟化など、円滑な労働移動への支援なども記載されています。

現在、各都市の感染者数は横ばいとなり、まだまだ収束が見通せる状況ではありませんが、国の施策は先を見据えたものとなってきています。適宜情報を収集しながら、時勢に合わせて対応していくことが重要となるでしょう。弊所でもつぶさに情報を収集しながら、皆様にお伝えしていきたいと思っております。

2. 助成金

キャリアアップ助成金の変更について

非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する「キャリアアップ助成金」について、新年度から内容が変更されます。本稿では、厚生労働省のリーフレット（令和3年3月16日時点）をもとに、助成金のコース別の概要と変更となる点をご案内いたします。

※令和3年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性がございます。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成される助成金です。

変更点①：支給要件の変更

新要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金※を比較して3%以上増額していること
	※基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、賞与は含めないようになります。

変更点②：加算措置の変更

変更箇所	①「若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合」の加算措置を廃止。
	②「勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合」の助成対象として新たに短時間正社員制度を追加。

2. 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成される助成金です。

新設	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）の「正規・無期転換」措置を移管。
----	--

3. 諸手当制度等共通化コース

有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成される助成金です。

新要件	対象となる手当等を下記の通り変更。
	①賞与：6か月分相当として50,000円以上支給
	②家族手当、住宅手当 ：1か月分相当として1手当3,000円以上支給
	③退職金：月3,000円以上積み立て
	④健康診断制度 ：「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施 ※各種加算措置の対象とはなりません。 （④は「健康診断制度コース」から統合）

4. 選択的適用拡大導入時処遇改善コース 短時間労働者労働時間延長コース

【選択的適用拡大導入時処遇改善コース】

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合に助成される助成金です。

【短時間労働者労働時間延長コース】

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成される助成金です。

延長 令和4年9月末まで延長（取り組む措置や従業員数により、措置期限が異なる場合があります）

5. さいごに

本年4月から中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法が適用されることから、同一労働同一賃金をより一層意識した労務管理が必要になります。社内制度の変更が必要となる場合には、本助成金の活用も視野に入れて検討すると良いでしょう。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「キャリアアップ助成金の変更について」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 「パートタイム・有期雇用労働法」の改正内容を教えてください。

A. 同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるようにすることを趣旨とした改正となります。改正のポイントを以下にご案内します。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

- ・均衡待遇規定について、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
- ・均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。

均衡待遇規定 (不合理な待遇差の禁止)	①職務内容（※）、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの	※職務内容とは、「業務の内容＋責任の程度」をいいます。
均等待遇規定 (差別的取扱いの禁止)	①職務内容（※）、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの	

労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。

- ・有期雇用労働者に対する、雇用管理上の措置の内容および待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。
- ・パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務を創設
- ・説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止規定を創設。

行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

有期雇用労働者についても、行政による助言・指導等や行政ADRの規定を整備するほか、都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を実施します。

※厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」より抜粋

3. 提供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
 関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
 情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。
 以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
 お気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
# 35100 (全 8 ページ)	決算書から読み解く 自社の危険信号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書などが示す危険信号を見逃さない ・ 自社の危険信号をつかむ 6 つのポイント ・ 経営者が決算書を読む際に重要な 2 つの視点
# 40052 (全 4 ページ)	煩わしい計算を解消 小口現金管理を見直そう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小口現金の廃止は経理業務の効率化の第一歩 ・ 小口現金を廃止するには ・ 電磁的記録の保存要件が緩和
# 80103 (全 11 ページ)	少しの工夫で感染予防 非接触型オフィスのレイアウト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっとした設備の工夫で、感染リスクを減らせます ・ 感染症対策で導入されている設備の事例 ・ 対面にならないデスクの配置例
# 80104 (全 5 ページ)	「三方よし」の新形態 非営利のコミュニティにスポンサーとして参加する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会貢献をしつつ、自社も具体的なメリットを得る方法 ・ 狙い目のコミュニティ4 選 + 番外編 ・ より良い「見返り」を得るための補足
98015 (全 7 ページ)	J.Y.Park 氏 ～部下のやる気を引き出す「フィードバックの神」～ /2021 年、最も学ぶべきマネジメントの三賢人	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロデューサーの金言 ・ なぜフィードバックが重要なのか ・ 耳の痛いことをきちんと伝える ・ 「褒める→改善点の指摘→褒める」というサンドイッチ ・ 状況 Situation/行動 Behavior/影響 Impact ・ 心理的安全性

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889
 FAX >>> 03-6712-8885

貴社名		ご担当者様	部署・所属
所在地	〒		
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。

4. コラム

今月もどうぞお楽しみください♪



竹中 幹夫

4月7日は息子の小学校入学式でした。今年の入学式はコロナの影響で、保護者1名のみでの参加だったため、式には妻が参加し、私は一緒に登校して校舎や体育館を背景に写真を撮って帰宅しました。驚いたのが、当時私がこの小学校に通っていた時（約三十数年前…年を取りました（^-^;）は、3クラスあって学年で120人くらいだったと思いますが、今は2クラス、学年で71人に。この三十数年で40人以上児童が減っているということに出生数の減少と地元の過疎化を肌で感じました。2021年はコロナの影響もあってか、出生数が80万人（2020年は約87万人）を下回る可能性があるということです。微力ながら自分に出来ることを考えていきたいと思いません。



野々山 環

毎年恒例のソーレ花見会（といっても桜を見て歩いてからお店に行くスタイル）が今年はやはりオンライン実施となりました。

今回は、飲み会中の2時間は自分で考えたニックネームで呼び合おう！という私の提案に皆が賛同してくれたので実行してみました。

呼ばれたければ何でもあり！としたので途中で変更する人もいたり、よりフランクな雰囲気を楽しめたのではないかと思います。

まだしばらくリアル飲み会は難しいので、バーチャル背景を工夫したり、ゲームを取り入れたり、オンライン飲み会をより楽しめる作戦を考えていきたいと思いません。



佐々木 良

4月になり、新年度がスタートしました。これから社会にでる方、進学する学生の方にとっては、環境や生活が変わり落ち着かない日々が続きます。新しい人との出会いの季節でもありますので、人の縁を大切に4月を乗り切ってもらいたいと思いません！



関根 智樹

4月になり、コロナは相変わらず感染者が増え、全くおさまる気配がありませんね。

ウイルスが変異株に変わってきていて、かかったら長引く・以前より重症化するなど色々と言われていますが、不安ばかり煽られる感じも正直してしまいます。オリンピックは本当にやれるのか、って感じですね。個人単位で出来る感染予防を引き続き徹底して、コロナに罹らないよう、用心していきましょう！



堀内 和希

みなさんこんにちは(^_^) 弊社では4月より社内売店制度が始まりました！3か月おきに店長を決め、店長が好きなものを仕入れ販売するという形です。なんとその為に社内通貨も作成しました。なかなか斬新な制度です。記念すべき初代店長は弊社樋田が立候補してくれました！早速商品を仕入れてくれてカップラーメンやお菓子、雑貨等、種々様々なものが棚に並んでいます。折角の社内での新しい試みなので積極的に購入して売りに上げに貢献していきたいです(^_^)



山岡 真太郎

4月、お客様の企業では新入社員が入社されている時期かと思います。上司や先輩などの年長者になる従業員の方も多いことでしょう。

この時期になると、私はいつも気を付けないといけないなと思っていることがあります。

それは、「年長者は敬われるべき」という考えに囚われないようにすることです。

この考え方は一般的に儒教の影響が強い国（日本など）では顕著で、欧米では薄いと言われていいます。もちろんこれは文化ですので、その是非については人それぞれ意見があるでしょう。大事にしたい価値観でもあります。

しかし、それに固執しすぎてしまうと、今後は弊害が増えてきそうです。

なぜなら、現実問題として今後は薄れていくように思えるからです。

時代も移り変わり、グローバル化の流れで海外の価値観もどんどん入ってきています。若者たちは、昔に比べたら年長者を敬おうという意識は薄れているかもしれません。

そのため、年少者に敬ってほしいと無意識に期待してしまう人は、そろそろ期待値の調整が必要な時期がきていると思います。



清水 麻美

先日オンライン花見会を行いました。ZOOMの背景を桜にし、桜のワインと桜餅を買って自宅にいながら花見ムードを味わえました。

オンライン飲み会も回を重ねるごとに進化し、次はどんな取り組みを入れようかと、皆積極的にアイデアを出してくれます。また、楽しいばかりではなく、ZOOMの機能を色々試し、オンラインの勉強も少ししました。

何事もやってみて、自分たちで試行錯誤し、お客様へ貢献できるよう努めている毎日です。ご興味がおありでしたら、是非お声がけ下さい。



舟越 紘子

4月1日といえばエイプリルフールが思い浮かびますが、1986年に男女雇用機会均等法が施行された日でもあります。この法律は学生時代、社会科の授業で初めて知ったように記憶していますが、大人になってからその法律の意義や概要等を勉強する機会が来るとは想像できませんでした。

法律は何度か改正され、施行されてからすでに30年以上経っています。しかし性別による差別や、妊娠・出産などを理由とする不利益な取り扱いという問題はまだまだ解消されていないのが現状です。今後多様化が進む中で性別に関係なく一人一人の個性と能力が尊重され、それぞれが働きやすい社会へと変わっていかばいいなと思います。また、私自身も仕事を通じてそれらへの解消策を少しでも見出していかばと思っています。



大谷 裕美

緊急事態宣言が解除されたので、先日1年ぶりに実家に帰りました。

足首の関節リウマチの持病持ちの父が以前より元気に歩けているのにびっくりしました。

実は、昨年の自粛期間中に運動不足を心配して悪化しない様にと、『シックスパッドフィット』という家電をプレゼントしました。使用は簡単で座りながら脚を乗せEMS(筋電気刺激)が筋肉にアプローチし効率的にトレーニングする事ができるそうです。(通院の先生に使用確認済) 毎日コツコツ使用してくれていたのが良いリハビリになってくれたみたいです。

元気そうで安心しました。



樋田 美奈子

ランニングとお酒をこよなく愛する、樋田です。春ですね～、ランニングしていても気持ちよく、春の香りを感じます。走ってお酒を飲んでいては、意味ない！なんて最近思うのですが、先日、コンビニで、これは、旨い！と感じたノンアルコールビールがあったので、ご紹介いたします。それは、「アサヒ ビアリー」です。100%ビール由来原料ならではの麦の旨みとコクがあります。ノンアルコールと言いましたが、0.5%ほど入っています。（ですが、もちろん酔いません）ビールのキレとコクを感じることができます。

ぜひ、一度、運動の後のビールとして飲んでみてはいかがでしょうか。



大谷 雄二

先月から「理念と経営」経営者の会という勉強会を開催しています。

「理念と経営」という月刊誌を使って毎月1回オンラインで、設問表で指定された該当ページを読んできて発表やディスカッションをします。

毎月「理念と経営」を読むこと自体がとても勉強になりますが、他の経営者や経営幹部の考えを聴くことも勉強になります。

毎月1回18時から勉強会、20時から懇親会（WEB飲み会なので飲み物とおつまみは自分で用意します。）、21時30分終了です。

全国で約500支部、3,000名以上の経営者が勉強している会なので実績があります。

お試し参加される場合は「理念と経営」3か月分が出版社（コスモ教育出版）から贈呈されます。お試し参加して必要ないと判断した場合は、その時点で購読を止めて構いません。3か月後も購読したければ1冊1,100円です。

入会金や月会費などありません。WEB飲み会の自分で買った飲み物とおつまみ代金だけです。

コロナ禍でオンラインで経営の勉強をしたいと思っている方、その他もっと詳しく聞いてみたいという方は大谷までご連絡ください。

もちろん退会も自由です。何の縛りもありません。私が経営者のお役に立つ勉強会をしたいと思って開催しているだけです。お気軽にご参加ください。

5. 企業様紹介

エアプラス株式会社様

■企業様紹介

ランニングとお酒をこよなく愛するソラーレ1、ランニングのんべいコト樋田です。

今月号から弊社顧問先様の紹介を定期的に行っていきます。顧問先様同士のコミュニティの場となれば幸いです。また、ソラーレ通信に紹介してほしいという企業様がいらっしゃいましたら、どしどし、ご応募ください。それでは、今号でご紹介させて頂くのは、

えっ！テレワーク？もう15年ほど前からやっています！

そうお話しして下さるのは、

エアプラス株式会社 テレワーク事業統括ディレクター 村山 彰一氏です。

現在では、新型コロナウイルスの影響で、テレワークを実施している企業様が増えていますが、エアプラス株式会社では、15年ほど前から実施しているそうです。

エアプラス株式会社は、東京都港区新橋に本社を置く創業32年の旅行代理店であり、主に国際航空券の販売をインターネット上でやっている企業です。

-----なぜ、テレワークを行うようになったのか？それは、女性従業員の声からでした。

当初は、電話や対面で航空券の販売をしていたのですが、オペレータは女性が多く、特に出産を機に、働く時間が制限される中で、自宅でも出来る仕事を創って欲しい、と村山氏に訴える女性が多くなりました。この職業は、海外の航空チケットを取り扱う上で、オペレーションスキルが求められます。今いる女性従業員を手放すわけにはいかないと考えた村山氏は、今までの業務の棚卸をし、業務の細分化をし、システム化しました。時を同じくして、インターネットも普及し始め、徐々にオンラインでの販売が出来つつありました。これなら、在宅ワークが出来る！と、そこから在宅ワークが始まりました。徐々にオンラインでの自動化も進み、一昨年では、取扱高 100 億円、送客数 10 万人までの規模になりました。

-----オンラインでの自動化も進み、在宅ワークの業務に余裕が出てきて、考えた次なる事業とは？

旅行会社は労働集約型で、マンパワーで行う作業がたくさんあります。ある日、とある旅行会社のグループ会社から、人手が足りない時や納期が短い時など、旅のパンフレットの制作や、団体旅行の旅のしお리를作ってほしいと依頼を受けました。パソコンスキルがあって、在宅でも出来る、それなら、空いた時間に在宅ワーカーにやってもらおう、と請負を始めました。その矢先に、コロナが発生し、旅行はゼロとなってしまいました。でも、これって旅行業界は無理だけど、他の業界でも、誰かがやらなければならないのに、業務時間外であったり、事務作業に追われて、手が付けられていない事があるのではないかと考え、他業界に営業をかけ、今提案しているポケットシェアリングサービスを始めました。ポケットシェアリングサービスとは、コロナの影響で固定費を下げたい、コスト削減したいと考えている企業様に、ノンコア業務を必要な時に、必要な分量だけ外注できるシェアリング型のアウトソーシングサービスです。現在は、多くの自治体や企業様に導入頂いています。

-----ポケットシェアリングサービスってどのようなことをやっているのですか？

例をあげますと、某ホテルの支配人から支配人業務をやってほしい、主にレピテーションチェック（口コミ評価）をして欲しいと依頼があり、口コミ評価をチェックし、毎月レポートを提出したり、某企業様からの依頼で、今年の 2 月から PCR 検査を受けたい方からのメール対応をしたり、データ入力や業務サポート、総務・経理等のご依頼も増えております。

本業に専念して頂くためのお手伝いを我々の優秀な在宅ワーカーにやってもらっています。詳しくは、<http://ap-ps.net/> こちらのサイトにて対応可能な業務例が掲載されておりますので、ご覧ください。

新型コロナウイルスの影響をモロに受けている旅行業界ですが、ピンチはチャンス、まだまだやる事があるとおっしゃられた村山氏に勇気と感動を頂きました。我々も企業様のお役にたてるよう、日々取り組んでまいります。

お仕事のご依頼は

↓

【お問い合わせ先】

エアプラス株式会社 パケットシェアリング運営事務局

電話：03-6206-6691

e-mail：ps@airplus.co.jp

URL：http://ap-ps.net/

担当：テレワーク事業統括ディレクター 村山 彰一

